

**南会津地域の魅力満喫モニターツアー造成等業務公募型プロポーザル  
質問への回答**

令和6年5月31日  
福島県南会津地方振興局

No.	項目	質問	回答
1	提出書類について	共同企業体で申請する場合、別途提出が必要な書類はあるか。別途書類が必要な場合、必要部数は何部か。	企業共同体による参加の場合、実施要領7(3)提出書類の取扱いは以下のとおりとします。 ・オ、キ及びクは、構成員すべてについて提出してください。 ・ア～クの書類に加え、「共同企業構成員表(別紙1)」及び「共同企業体であることの証明書(別紙2 またはこれに準じたもの)の写し」を1部ずつ提出してください。
2	南会津地域の範囲について	仕様書5(2)アの「本地域」とは、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町の4町村を指すという理解でよろしいか。	そのとおりです。
3	モニターツアーの参加者について	関東圏在住とは、どの程度の範囲を想定しているか。	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県及び群馬県の1都6県在住者を想定しております。
4		メインターゲットが関東圏在住の20代～40代となっているが、参加者をそのターゲット層に制限する必要があるか。また、家族連れなどそれ以外の年代の人が参加することは可能か。	家族連れ等、それ以外の年代の参加も可能ですが、可能な限り20～40代を集客してください。
5		参加組数や1組あたりの参加人数に制限はあるか。	制限はありませんが、効果検証のためメインターゲットが多く参加できるよう工夫してください。
6	委託対象経費について	委託対象経費について、バス代、宿泊代、食事見学費用も一部負担したいが、それらは対象経費に含まれるのか。	委託対象経費は個人給付に該当するものは含みません。参加者の宿泊費、食事代等の相当額は参加料を徴収し、事業費に充当してください。なお、参加料は協議により決定するものとします。
7		参加料を徴収して実施することとあるが、委託対象経費(10)にある「その他事業目的を達成するために有効と考えられる取り組みに係る経費」として、事業費の一部を原資とし、参加しやすい価格設定となるように旅行代金を割引して販売することは可能か。	
8		集合解散場所までの交通費は参加者負担で問題ないか。	
9	モニターツアーの発着地等について	ツアーの発着地について、現地発着ではなく、東京発としてもよいか。東京発の場合、交通手段の指定はあるか。	発着場所は問いません。なお、東京発とする場合には、可能な限り会津鉄道等を活用してください。
10		添乗員の同行区間は集合及び解散場所～南会津の各地域で問題ないか。	問題ありません。
11		体験コンテンツ及び宿泊先は、2回のツアーで南会津郡4町村すべての地域を網羅する必要があるか。	4町村すべてを網羅する必要はありませんが、地域内を広く周遊できるツアーとしてください。

12	モニターツアーの実施・企画について	同一内容のツアーを2回実施することは認めないとあるが、体験施設や食事施設など、ツアー行程の一部施設のみ重複利用することは可能か。	一部施設の重複は可能ですが、特定の施設に偏ることがないように注意してください。
13		本業務は観光コンテンツの掘り起こしや磨き上げも行うのか、ツアーの実施のみでよいのか。	これまで観光に使われていなかった資源をツアーに取り入れるなど、可能な限り掘り起こし等を行いツアーを実施してください。
14	動画撮影について	モニターツアーの写真及び動画を撮影することとなっているが、SNSでツアーの様子を発信することが目的の撮影という認識でよろしいか。また、SNS用以外で動画を作成する必要はないか。	そのとおりです。撮影した写真等は、SNS等で広く情報発信することを想定しています。このほか、より効果的な情報発信の方法等がありましたら提案してください。